

第8回教育委員会

平成 31 年 4 月 9 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第11号 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する規則の一部を改正する規則案

報告第 11 号

大阪市教育局教育長専決規則第 2 条第 1 項に基づき、下記のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 29 年大阪市教育局規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「対し」を「対し、臨時的任用職員以外の常勤の職員の例により」に改め、同条中第 2 項及び第 3 項を削る。

第 8 条第 1 項第 11 号中「場合」を「場合又は臨時的任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係を有することとなる場合」に改め、同項第 14 号中「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」を「中学校就学の始期に達するまでの」に、「配偶者」を「配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は臨時的任用職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）」に改める。

第 9 条中「第 3 条第 2 項に規定する臨時的任用職員」を「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成 29 年大阪市規則第 64 号）第 2 条第 2 項に規定する教育職員」に改める。

別表第 2 中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第 3 の 2 の項中「期間」を「期間又は時間」に改め、同表の 14 の項中

「場合」を「場合又は臨時的任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係を有することとなる場合」に改め、同表の 15 の項中「配偶者」を「配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は臨時的任用職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係にある者をいう。以下同じ。））」に改め、同表の 16 の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同表の 18 の項中、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の 19 の項中「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」を「中学校就学の始期に達するまでの」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の 23 の項中「期間」を「期間又は時間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第 8 条第 1 項第 11 号、第 12 号及び第 14 号並びに別表第 3（第 9 条関係）の 14 の項から 16 の項まで、18 の項及び 19 の項の規定による特別休暇は、それぞれこの規則による改正後の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第 8 条第 1 項第 11 号、第 12 号及び第 14 号並びに別表第 3（第 9 条関係）の 14 の項から 16 の項まで、18 の項及び 19 の項の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する規則

(時間外勤務)

第3条 業務上臨時の必要がある場合には、臨時的任用職員に対し、**臨時的任用職員以外の常勤の職員の例により**、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる。

2 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成29年大阪市規則第64号）の適用を受ける臨時的任用職員（同規則第2条第2項に規定する教員に限る。）に対し、前項の規定により、勤務することを命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。この場合においては、当該臨時的任用職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号ハに規定する職員会議をいう。）に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

3 第1項の規定による勤務（前項に規定する場合を除く。）は、超過勤務命令簿により命ずる。

(特別休暇)

第8条 省 略

(1)－(10) 省 略

- (11) 臨時的任用職員が結婚する場合又は臨時的任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係を有することとなる場合 省 略

(12)－(13) 省 略

- (14) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は臨時的任用職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任用の期間6箇月につき2日（その養育する9歳に達する日以後の最初の中学校就学の始期に達するまでの3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、4日）を超えまでの

ない範囲内で必要と認める期間

(15)－(18) 省 略

2 省 略

(臨時的任用職員の休暇の特例)

第9条 第5条から前条までの規定にかかわらず、第3条第2項に規定する臨
教育委員会所管の学校の臨

時的任用職員

時的任用職員の給与に関する規則（平成 29 年大阪市規則第 64 号）第 2 条第

の休暇の種類及び期間は、別表第 3 のとおりとする。

2 項に規定する教育職員

別表第 2（第 8 条関係）

死亡した者	期間
配偶者等	省 略
省 略	省 略

別表第 3（第 9 条関係）

項番号	休暇の種類		期間
省 略	省 略		省 略
2	省 略		負傷又は疾病のため療養する 必要があり、その勤務し ないことがやむを得ないと 認められる必要最小限度の 期間又は時間
省 略	特別休暇	省 略	省 略
14		臨時的任用職員が結婚す る場合又は臨時的任用職 員が当該職員と性別が同 一である者と婚姻関係と 異ならない程度の実質を 備える社会生活を営む関 係として教育長が定める	省 略

	関係を有することとなる 場合	
15	省 略	配偶者等（配偶者（届出を しないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を含 む。）又は臨時的任用職員 と性別が同一であって当該 職員と婚姻関係と異ならな い程度の実質を備える社会 生活を営む関係として教育 長が定める関係にある者を いう。以下同じ。）並びに 血族の父母及び子が死亡し た場合にあっては7日、血 族の祖父母及び兄弟姉妹並 びに姻族の父母が死亡した 場合にあっては3日、血族 の孫及び伯叔父母並びに姻 族の子、祖父母、兄弟姉妹 及び伯叔父母が死亡した場 合にあっては1日
16	臨時的任用職員が配偶者 等（ <u>届出をしないが事実 上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下同 じ。</u> ）の分べんに伴い勤	配偶者等の分べんに係る入 院等（つわり又は妊娠に起 因する体調の不良等のため の入院は含まない。）の日 から当該分べんの日後2週

	務しないことが相当であると認められる場合	間を経過するまでの日につき 2 日
省 略	省 略	省 略
18	臨時的任用職員の配偶者 等 が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき	省 略
19	<u>9 歳に達する日以後の最</u> <u>中学校就学の始期に達す</u> <u>初の 3 月 31 日までの間に</u> <u>るまでの</u> <u>ある子</u> （配偶者 等 の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき 5 日（その養育する <u>9 歳に達する日以</u> <u>中学校就学の始期</u> <u>後の最初の 3 月 31 日までの</u> <u>に達するまでの</u> <u>間にある子</u> が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間

		るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
省 略		省 略	省 略
23	省 略		要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において必要と認める期間 又は時間
省 略	省 略		省 略

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点から休暇制度の改正を行うとともに時間外勤務命令の上限規制を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

＜対象職員＞ 臨時的任用職員

(1) 休暇関係について

- ① 病気休暇の取得単位の拡大（※教員以外の臨時的任用職員を除く）

改正前：1日単位

改正後：1日単位又は1時間単位

※ただし、1時間単位の取得は定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であるときに限る。

- ② 配偶者を要件とする休暇について、パートナーのいる LGBT 等の職員も休暇取得が可能となるよう配偶者の定義を変更

（対象となる休暇）

結婚休暇、忌引休暇、配偶者分べん休暇、男性の育児参加休暇、子の看護休暇

短期介護休暇、介護休暇、介護時間

（※なお、教員以外の臨時的任用職員については、このうち結婚休暇、忌引休暇、子の看護休暇、短期介護休暇についてのみ取得可能）

- ③ 子の看護休暇における対象となる子の年齢要件の緩和

改正前：小学校3年生まで

改正後：中学校就学の始期に達するまで

(2) 時間外勤務命令の上限規制について

常勤職員同様の時間外勤務に関する上限規制を設ける。

3 施行期日

平成31年4月1日

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則

(緊急時における専決)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

